

公益社団法人大野町シルバー人材センター

令和7年度事業計画

I 基本方針

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中、シルバー人材センターは、人生百年時代を見据え、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務とされていますが、シルバー人材センターにおいても人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの実情を踏まえた積極的な取組の強化が求められています。

私たちは、このような地域社会の期待に応えるべく、引き続き、会員数の持続的な拡大に向けて、特に女性会員の拡大や企業退職者層への働きかけの取組を強力に推進しているところです。

いくつになっても活躍できる就業機会の創出、とりわけ会員の高齢化が進展する中、80歳を超えても活躍できる就業環境の整備も緊急の課題のひとつです。

こうしたシルバー人材センターにおける就業やボランティアなどの様々な活動は、持続可能な開発目標と深くつながるものであり、積極的に推進してまいります。

引き続き、国・県及び大野町の指導・支援を受けながら、シルバー事業の原点である「自主・自立・共働・共助」という理念のもと、高齢者の安全就業を確保し、国が定めた適正就業ガイドラインを順守しつつ、地域社会の発展のある高齢者の受け皿としての役割を果たして参ります。

Ⅱ 事業目標

1 基本方針に基づき、令和7年度の事業目標を次のとおり設定する。

1 会員数	220名
2 受注件数	1,400件
3 受注契約金額	103,360千円
4 就業延人員	20,000人日
5 就業率	90%

Ⅲ 事業実施計画

1 就業開拓提供事業

就業機会の確保は、会員の確保とともにセンター事業の根幹をなすものであり、健康で働く意欲と知識経験を持った会員に、生きがいを持って就業できる場を提供することが求められ、家庭、企業、公共団体等に対して、会員、役職員と共に積極的に声掛けし、就業領域の拡大に努めます。

また、家庭、農業者、企業等から依頼の相談を受けることの多い「担い手不足」の仕事を拡大するよう推進します。

当センター事業を支えている会員に、各職群等の情報提供を推進し、より組織の連携を強化し、就業開拓提供事業の運営体制の強化を図ります。

2 普及啓発事業

シルバー事業の目的、理念、仕組み、活動等を町内各層に周知し、理解と協力を得て事業の拡充、発展を図ります。また、センターの自主的・自立的な事業を発展させるためには、会員の拡大は就業先の拡大とともに事業の大きな基盤であり、会員、役職員が一丸となって新規会員の確保に努めます。

具体的には、10月を普及啓発促進月間と定め、社会奉仕活動(各地区公園周辺等清掃)の実施による普及啓発、町広報誌に仕事の依頼方法・会員募集等の広告掲載の実施による普及啓発、また、町、各種団体が主催するイベントへ参加し、シルバー事業のPRに努めます。

3 研修・講習事業

会員がセンターの事業理念等を理解・賛同し、希望する業務の知識や技能を修得して、就業の機会につなげるため研修・講習事業の充実に努めます。

す。また、県シ連等が実施する研修会にも積極的に参加します。

具体的には、会員及び会員入会予定者を対象に新入会員研修、技能研修、安全研修等を行います。

4 調査研究事業

シルバー事業の現状と課題を把握して、今後の事業推進に資するため必要な調査研究を行います。

具体的には、事業実績調査の実施と分析、新規発注を受けた家庭、企業に対しての調査、また、会員に対しては会員面談会において、就業ニーズや就業状態等の聞き取り調査を行います。

5 相談事業

入会を希望する高齢者に対し、毎月第2火曜日にセンター施設内で入会説明会を実施するとともに、常時、町民及び会員を対象とした就業相談を実施します。また、会員面談会において就業相談を行います。

6 安全・適正就業推進事業

安全就業については、会員の安全就業確保がシルバー事業の運営に当たって全てに優先しなければなりません。就業中・就業途上の事故が毎年発生しており、組織を挙げて事故防止の徹底に努めるとともに、発注者に対する周知・就業現場の安全確認、安全対策の推進を強化します。

具体的には、事故発生状況の分析、再発防止の周知・徹底、就業現場への巡回パトロールをより強化し、安全就業の徹底に努めます。また、刈払機等各種器具の取扱講習、整備講習を実施し、事故ゼロを目標に安全対策を推進します。

また、会員の健康面においては、健康診断の受診を徹底するとともに、会員自ら健康への自己管理を行うよう指導に努めます。

適正就業については、高齢法に定められているセンター事業の理念及び仕組みについて、会員及び発注者に周知を図ります。

具体的には、受託事業（請負・委任）にそぐわない発注に対しては、発注先のご理解をいただき、シルバー派遣事業への対応等就業の適正化に努めます。また、会員に特定の業務に長期間継続して就業させることなく、ローテーションを組む等、できるだけ多くの会員が就業の機会が得られるよう努めます。